

## 調査書並びに学習成績分布表及び個人成績一覧表の作成

調査書並びに学習成績分布表及び個人成績一覧表の作成に当たっては、各中学校において、校長を委員長とし、学年主任、学級担任等を委員とする作成委員会を組織し、次に示す調査書並びに学習成績分布表及び個人成績一覧表作成上の注意に従って厳正に作成しなければならない。

### 調査書作成上の注意

- 1 調査書の記入に当たっては、中学校生徒指導要録の「記入上の注意」を参考とする。
- 2 令和4年12月末日現在で作成する。また、記入事項がない場合には記号「/」を記入するか、斜線（/）を引くか、又は「特記事項なし」と記入して、空欄は残さない。  
なお、パソコン、ゴム印等を用いてもよい。
- 3 \*印の欄は、記入しない。
- 4 各項目の記入
  - (1) 学籍の記録  
平成・令和の別、入学・転入学・編入学の別、及び卒業見込み・卒業の別については、該当する文字を○で囲むこと。
  - (2) 教科の学習の記録  
ア 第1学年及び第2学年の教科の評定は、中学校生徒指導要録記載のものを転記する。  
イ 第3学年の教科の評定は、目標に準拠した5段階評価とし、必修教科（外国語については必修及び全ての生徒が共通に履修するもの。）について、記入する。  
また、過年度卒業者については、中学校生徒指導要録記載のものを転記し、併せて、最近の転入学等のため転入学前の中学校等の評定による者については、その評定を記入し、それぞれその旨を備考の欄に記入する。  
なお、他都道府県からの志願者（埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍する者を除く。）については、当該都道府県所定の段階と配分によったものを記入してもよい。ただし、その場合は、その旨を備考の欄に記入する。  
ウ 教科の評定の合計の欄には、各学年の各教科の評定の合計値を記入し、全学年の計の欄には、第1学年から第3学年までの各教科の評定の合計値を記入する。  
エ 備考の欄には、各教科について特記すべき事項があれば記入するものとし、各教科の評定に一つでも記号「/」又は斜線（/）の記入がある者については、その理由等を記入する。また、観点別学習状況の評価について特記すべき事項があれば記入する。
  - (3) 総合的な学習の時間の記録  
総合的な学習の時間の学習活動を記入する。
  - (4) 出欠の記録  
不登校の生徒が適応指導教室等学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認め、出席扱いとした場合には、欠席の主な理由等欄に、出席扱いとした日数及び生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入する。
  - (5) 行動の記録  
「基本的な生活習慣」等の項目に対する評定の欄は、各教科、特別活動、総合的な学習の時間、その他学校生活全体にわたって認められる生徒の行動について、第3学年のそれぞれの項目ごとにその趣旨に照らして十分満足できると判断される場合には、○印を記入する。また、そうでないと判断される場合については、記号「/」を記入するか、斜線（/）を引き、空欄は残さない。

- (6) 特別活動の記録  
特別活動の記録については、項目ごとに、生徒の活動状況等で顕著な事実があれば記入する。
  - (7) 部活動の記録  
部活動においては、活動期間の長いものから具体的に記入する。なお、それぞれ活動期間を（3年間）、（1～3年）などと記入する。また、大会等の成績についても記入する。
  - (8) 特記事項
    - ア 取得資格、学校内外における奉仕活動、表彰を受けた行為や活動、運動能力測定の記録など特記すべき事項があれば記入する。
    - イ 編入学、就学猶予、原級留置に該当する場合はその旨と事由を、過年度卒業の場合は卒業後の状況を記入する。
  - (9) 総合所見  
下記のア～オについて、200字を超えない程度で記入する。
    - ア 各教科の学習や総合的な学習の時間に関する所見
    - イ 行動に関する所見
    - ウ 特別活動に関する所見
    - エ 進路指導に関する事項
    - オ その他
- 5 中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を作成する。

## 学習成績分布表及び個人成績一覧表作成上の注意

- 1 学習成績分布表（様式2の(1)）の提出については、千葉県内の公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍する者のみとする。
- 2 学習成績分布表における各教科の評定の記載は、**調査書作成上の注意**の4の(2)による。  
また、入学志願者の各教科の評定は、調査書中の各教科の評定と同じでなければならない。
- 3 学習成績分布表は、卒業の見込みのない者、最近の転入学等のため転入学前の中学校等の評定による者及び特別支援学級の評価を受けた教科がある者を除いた第3学年に在籍する生徒のうち、中学校評定合計平均値に加えた生徒についての集計表である。  
なお、各段階の百分率は、小数第1位まで（小数第2位を四捨五入）記入する。  
また、中学校評定合計平均値の欄には、当該志願者の在籍する中学校の第3学年（義務教育学校にあっては、後期課程の第3学年）に在籍する生徒の調査書中の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（外国語については必修及び全ての生徒が共通に履修するもの。）の評定の全学年の合計値の平均値を整数（小数第1位を四捨五入）で記入する。
- 4 個人成績一覧表（様式2の(2)）は、卒業見込みのない者及び特別支援学級在籍者のうちで志願しない者を除いた第3学年に在籍する生徒全員（最近の転入学等のため転入学前の中学校等の評定による者及び特別支援学級在籍者のうちで志願する者を含む。）について記入する。
  - (1) 一覧表番号の欄には、表に記入されている者全員について、一連番号を記入する。
  - (2) 学級1枚としてもよい。
  - (3) 中学校評定合計平均値に加えた者については、教科の全学年の計の合計値を評定合計の欄に、また、中学校評定合計平均値に加えていない者については、教科の全学年の計の合計値を参考値の欄にそれぞれ記入する。
  - (4) 備考の欄には、中学校評定合計平均値に加えていない者について、その理由を記入する。

## 中学校評定合計平均値の事前確認（県内の公立中学校のみ）

- 1 中学校の校長は、令和4年12月末日現在で作成した個人成績一覧表の印刷物及び電子データ（Microsoft®Excel®で作成）を、令和5年1月13日（金）必着で教育事務所長（ただし、千葉市立の中学校については、千葉市教育委員会教育長）に提出する。
- 2 各教育事務所長及び千葉市教育委員会教育長は、管内又は管下の中学校について中学校評定合計平均値等を確認し、その結果を令和5年1月20日（金）までに各中学校の校長及び千葉県総合教育センター所長に報告する。
- 3 中学校の校長は、各教育事務所長又は千葉市教育委員会教育長の確認を受けた中学校評定合計平均値を学習成績分布表の所定の欄に記入する。

## 県立高等学校通学区域に関する規則

(昭和49. 8. 23教育委員会規則第9号)

(趣旨)

第1条 この規則は、県立の高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(学区)

第2条 全日制の課程の普通科の学区は、千葉県立千葉女子高等学校及び千葉県立木更津東高等学校以外の高等学校にあつては別表のとおりとし、千葉県立千葉女子高等学校及び千葉県立木更津東高等学校にあつては県内全域とする。

2 全日制の課程の専門教育を主とする学科（専攻科を含む。）及び総合学科並びに定時制の課程の学区は、県内全域とする。

(入学の志願)

第3条 高等学校に入学しようとする者（以下「志願者」という。）は、次の各号に掲げる学区内の高等学校を志願しなければならない。

(1) 志願者及び保護者（親権者又は後見人をいう。）の居住する市町村が属し、かつ、志願者の在籍する中学校若しくは義務教育学校又は志願者の卒業した中学校若しくは義務教育学校の所在する市町村（以下「所在市町村」という。）が属する学区

(2) 前号に掲げる学区に隣接する学区

2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を行う中学校に在学する者であつて当該中学校における教育と一貫した教育を行う高等学校に入学しようとするものは、前項の規定にかかわらず、当該高等学校を志願することができる。

(転、編入学)

第4条 前条第1項の規定は、所在市町村に係る事項を除き、高等学校に転学又は編入学しようとする者に準用する。

(志願の特例)

第5条 前2条の規定により志願すべき高等学校を決めることができない者又は特にやむを得ない事情のある者は、千葉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を受けていずれかの学区内の高等学校を志願することができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は教育長が別に定めるものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和49年12月1日から施行する。

(公立高等学校通学区域に関する規則の廃止)

2 公立高等学校通学区域に関する規則（昭和31年千葉県教育委員会規則第20号）は、廃止する。

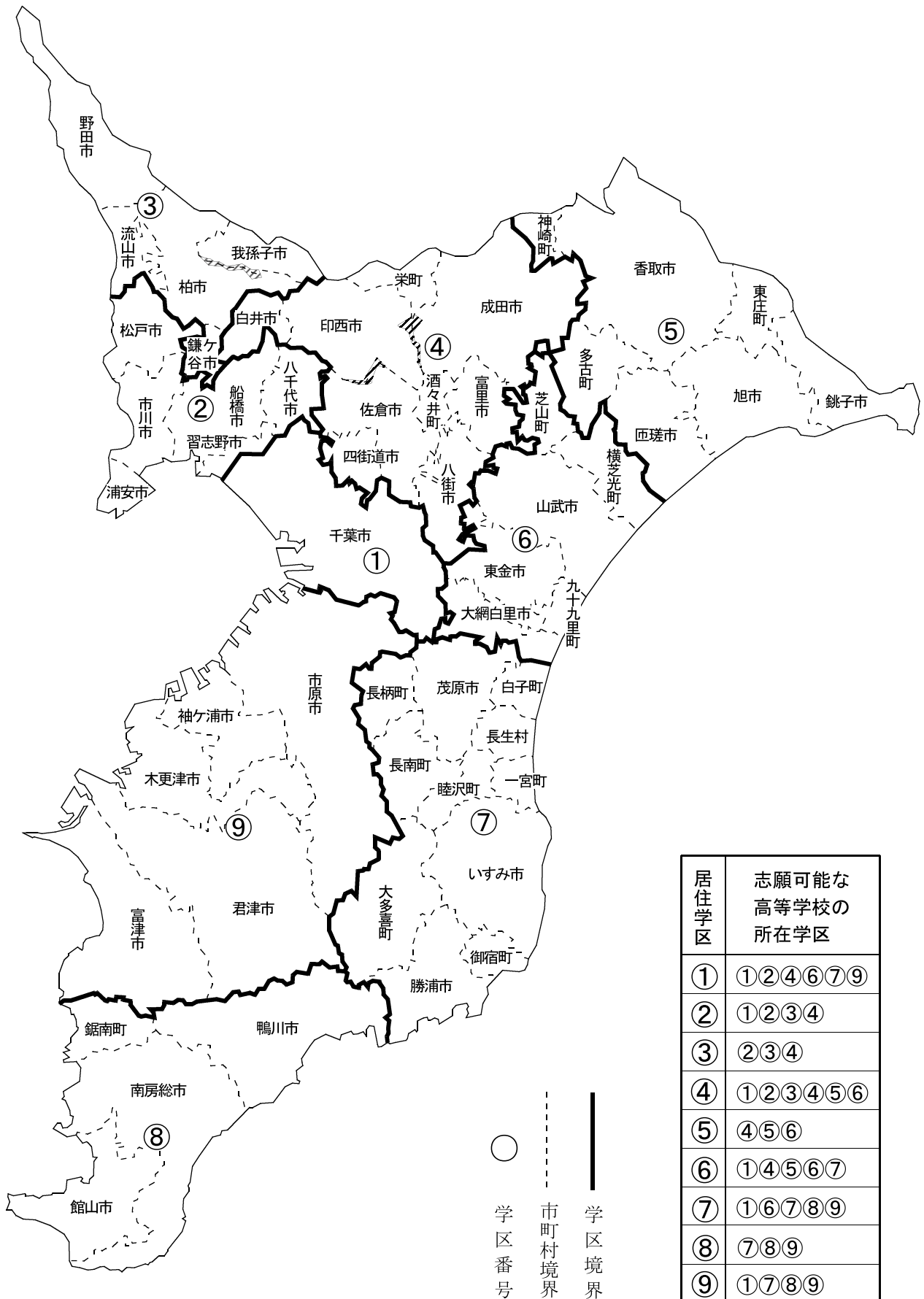
附 則 (平成28年3月31日教育委員会規則第7号)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第2条第1項)

番号	学区名	所 属 市 町 村 名
1	第1学区	千葉市
2	第2学区	市川市 船橋市 松戸市 習志野市 八千代市 浦安市
3	第3学区	野田市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市
4	第4学区	成田市 佐倉市 四街道市 八街市 印西市 白井市 富里市 印旛郡内全町
5	第5学区	銚子市 旭市 匝瑳市 香取市 香取郡内全町
6	第6学区	東金市 山武市 大網白里市 山武郡内全町
7	第7学区	茂原市 勝浦市 いすみ市 長生郡内全町村 夷隅郡内全町
8	第8学区	館山市 鴨川市 南房総市 安房郡内全町
9	第9学区	木更津市 市原市 君津市 富津市 袖ヶ浦市

# 県立高等学校全日制の課程普通科通学区域図



## 千葉県県立高等学校入学志願の特例に関する規程

(昭和49. 10. 18教育委員会教育長告示第2号)、(最終改正 平成16. 5. 28教育委員会教育長告示第5号)  
(趣旨)

第1条 この告示は、県立高等学校通学区域に関する規則(昭和49年千葉県教育委員会規則第9号。以下「規則」という。)第6条の規定により、規則第5条の規定による志願の特例について必要な事項を定めるものとする。

(承認権限の委任)

第2条 千葉県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、規則第5条に規定する承認の権限を入学の志願を受ける高等学校の校長に委任する。

(承認に係る手続)

第3条 前条に規定する高等学校の校長の承認を受けて入学を志願しようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学願書に添えて当該校長に提出しなければならない。ただし、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定及び細部協定に基づき、埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内から本県のそれぞれに隣接する学区内の高等学校を志願する場合は、この限りではない。

- (1) 当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍(出身)中学校長等の証明書
- (2) 入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書
- (3) 千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類
- (4) その他当該校長が必要と認める書類

(承認の取消し)

第4条 校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けたものであることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

## 市立高等学校の通学区域に関する規則等

### 1 千葉市

#### (1) 千葉市立高等学校管理規則

(通学区域)

第3条の2 学校の通学区域は、次のとおりとする。

- (1) 普通科 千葉市内全域
- (2) 理数科及び国際教養科 千葉県内全域  
(入学の志願及び募集等)

第25条の2 学校に入学を志願することができる者は、普通科にあつては、本人及び保護者が本市に居住する者とし、理数科及び国際教養科にあつては、本人及び保護者が千葉県内に居住する者とする。

- 2 前項の規定により学校に入学を志願することができない者又は特にやむを得ない事情のある者は、当該学校の校長の承認を受けて学校に入学を志願することができる。
- 3 生徒の募集及び入学者の選抜の方法等については、この規則に定めるもののほか、毎年教育委員会が定め、あらかじめこれを告示する。

#### (2) 千葉市立高等学校等の入学志願の特例に係る手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市立高等学校管理規則（昭和39年千葉市教育委員会規則第5号。以下「高等学校規則」という。）第25条の2第2項の規定による千葉市立高等学校（以下「高等学校」という。）及び千葉市立中等教育学校管理規則（令和3年千葉市教育委員会規則第6号。以下「中等教育学校規則」という。）第31条第3項の規定による千葉市立稲毛国際中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）の入学の志願の特例に係る手続について必要な事項を定めるものとする。

(承認に係る手続)

第2条 高等学校規則第25条の2第2項又は中等教育学校規則第31条第3項の規定により校長の承認を受けて高等学校又は中等教育学校に入学を志願しようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学願書に添えて当該学校の校長に提出しなければならない。

- (1) 当該学校を志願することについてのやむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校又は在籍小学校等の校長の証明書
- (2) 入学後は当該学校の通学区域内から通学させる旨を証する保護者の誓約書
- (3) 千葉市立高等学校第1学年入学者選抜要項又は千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者募集要項に定める書類
- (4) その他当該学校の校長が必要と認める書類  
(承認の取消し)

第3条 校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けたものであることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

### 2 習志野市

#### (1) 習志野市立高等学校通学区域に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、習志野市立高等学校（以下「市立高校」という。）の通学区域について必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 市立高校の通学区域は、次のとおりとする。

- (1) 普通科の通学区域は、習志野市、八千代市、船橋市、浦安市、市川市、松戸市、千葉市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市

及び印旛郡内全町とする。

(2) 商業科の通学区域は、県内全域とする。

(入学の志願)

第3条 市立高校に入学（転入学及び編入学を含む。以下同じ。）を志願しようとする者は、本人及びその保護者（親権者又は後見人をいう。）が前条に規定する通学区域に居住する場合に入学の志願をすることができる。

(志願の特例)

第4条 前条に規定する以外の者で、やむを得ない事情のある者は、教育長の承認を受けて入学を志願することができる。

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日以後に入学する者から適用する。

## (2) 習志野市立高等学校入学志願の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、習志野市立高等学校通学区域に関する規則（平成12年教育委員会規則第16号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、入学志願の特例について必要な事項を定めるものとする。

(承認権限の委任)

第2条 教育長は、規則第4条に規定する承認の権限を習志野市立高等学校（以下「市立高校」という。）の校長に委任する。

(承認に係る手続)

第3条 前条に規定する市立高校の校長の承認を受けて入学を志願しようとする者は、次に掲げる書類を入学願書に添えて市立高校の校長に提出しなければならない。

(1) やむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校長等の証明書

(2) 入学後、通学区域内から通学させる旨を証する保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者をいう。ただし、入学を志願しようとする者が成年に達している場合は、同条の保護者に準ずる者とする。）の誓約書

(3) 千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類

(4) その他市立高校の校長が必要と認める書類

(承認の取消し)

第4条 市立高校の校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けた者であることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

## 3 船橋市

### (1) 船橋市立高等学校の通学区域に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(学区)

第2条 普通科の学区は、船橋市、市川市、松戸市、習志野市、八千代市、浦安市、千葉市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市及び富里市並びに印旛郡内全町全域とする。

2 商業科及び体育科の学区は、千葉県全域とする。

(入学の志願)

第3条 高等学校に入学を志願することのできる者は、本人及び保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）が学区内に居住し、かつ、本人が学区内に所在する中学校若しくは義務教育学校に在籍し、又はこれらを卒業したものとする。



(編入学)

第4条 高等学校に編入学を志願することのできる者は、本人及び保護者が学区内に居住しているものとする。

(志願の特例)

第5条 前2条の規定にかかわらず、教育長が特にやむを得ない事情があると認めた者は、高等学校を志願することができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 (平成28年3月31日教委規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過処置)

2 改正後の第2条第1項の規定は、平成28年4月1日以降に入学を志願する者及び編入学を志願する者(学年による教育課程の区分を設けない課程(以下「単位制による課程」という。)に編入学を志願する者に限る。)に係る学区について適用し、この規則の施行の際現に在学している者、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに入学する者及び平成28年4月1日以降に編入学を志願する者(単位制による課程に編入学を志願する者を除く。)に係る学区については、なお従前の例による。

## (2) 船橋市立高等学校入学志願の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市立高等学校の通学区域に関する規則(平成12年教育委員会規則第3号。以下「規則」という。)第6条の規定に基づき、規則第5条の規定による志願の特例について必要な事項を定めるものとする。

(承認権限の委任)

第2条 教育長は、規則第5条に規定する承認の権限を船橋市立高等学校(以下「高等学校」という。)の校長に委任する。

(校長承認の申請手続)

第3条 前条の規定により高等学校の校長に入学志願の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学願書に添えて高等学校の校長に提出しなければならない。

- (1) 高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍(出身)中学校長等の証明書
- (2) 入学後、通学区域内から通学させる旨を証する保護者の誓約書
- (3) 千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項の定める書類
- (4) その他高等学校の校長が必要と認める書類

(承認の取消し)

第4条 校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が、虚偽の方法により承認を受けたものであることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

## 4 松戸市

### (1) 松戸市立高等学校通学区域に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松戸市立高等学校(以下「市立高校」という。)の通学区域について定めるものとする。

(通学区域)

第2条 市立高校の通学区域は、次のとおりとする。

- (1) 全日制の課程の普通科 松戸市、市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市、千葉市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市及び富里市並びに印旛郡内全町全域

(2) 全日制の課程の国際人文科 県内全域

(入学の志願)

第3条 市立高校は、入学（転入学及び編入学を含む。以下同じ。）を志願しようとする者及びその保護者（親権者又は後見人をいう。）が前条に規定する通学区域に居住する場合に入学の志願をすることができる。ただし、特別な事情がある者は、教育長の承認を受けて入学を志願することができる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の松戸市立高等学校通学区域に関する規則第2条第1号の規定は、施行日以後に入学する者及び編入学（転入学を含む。以下同じ。）する者（学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）に編入学する者に限る。）に係る通学区域について適用し、施行日において現に在学している者、施行日の前日までに入学する者及び施行日以後に編入学する者（単位制による課程に編入学する者を除く。）に係る通学区域については、なお従前の例による。

**(2) 松戸市立高等学校入学志願の特例に関する要綱**

(趣旨)

第1条 この要綱は、松戸市立高等学校通学区域に関する規則（平成12年松戸市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）第3条ただし書の規定に基づき、志願の特例について必要な事項を定めるものとする。

(承認権限の委任)

第2条 松戸市教育委員会教育長は、規則第3条ただし書きに規定する承認の権限を入学の志願を受ける市立高等学校の校長に委任する。

(承認手続)

第3条 前条に規定する高等学校の校長の承認を受けて入学を志願しようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学願書に添えて当該校長に提出しなければならない。ただし、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定及び細部協定に基づき、埼玉県の前接学区内から松戸市立高等学校を志願する場合は、この限りでない。

(1) 松戸市立高等学校（入学者選抜、転・編入学）志願証明書（第1号様式）

(2) 誓約書（第2号様式）

(3) 松戸市立高等学校入学者選抜要項に定める書類

(4) その他当該校長が必要と認める書類

(承認の取消し)

第4条 校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けたものであることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年7月13日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の松戸市立高等学校入学志願の特例に関する要綱第3条第1号の規定は、施行日以後に入学する者及び編入学（転入学を含む。以下同じ。）する者（学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）に編入学する者に限る。）に係る入学志願について適用し、施行日において現に在学している者、施行日の前日までに入学する者及び施行日以後に編入学する者（単位制による課程に編入学する者を除く。）に係る入学志願については、なお従前の例による。

**5 柏市**

**(1) 柏市立高等学校通学区域規則**

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市立高等学校（以下「市立高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(学区)

第2条 市立高等学校の学区は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 普通科 柏市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、八街市、印西市、白井市及び富里市並びに印旛郡内全町の区域

(2) スポーツ科学科 千葉県全域

(入学の志願)

第3条 市立高等学校に入学しようとする者は、本人及び保護者(親権者又は後見人をいう。)が前条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める学区内に居住する場合に限り、志願することができる。

(転入学等)

第4条 前条の規定は、市立高等学校に転入学し、又は編入学しようとする者に準用する。

(志願の特例)

第5条 前2条の規定により志願することができない者であって特にやむを得ない事情のあるものは、別に定めるところにより、教育長の承認を受けて志願することができる。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

## (2) 柏市立高等学校入学志願の特例に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、柏市立高等学校通学区域規則(平成12年柏市教育委員会規則第6号。以下「規則」という。)第6条の規定により、第5条の規定による志願の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(承認権限の委任)

第2条 柏市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、規則第5条に規定する承認の権限を市立高等学校の校長に委任する。

(承認に係る手続き)

第3条 前条に規定する市立高等学校の校長の承認を受けて入学を志願しようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学願書に添えて校長に提出しなければならない。ただし、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定及び細部協定に基づき、埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内から柏市立高等学校を志願する場合は、この限りではない。

(1) 柏市立高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍(出身)中学校長の証明書

(2) 入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書

(3) 千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類

(4) その他校長が必要と認める書類

2 校長は、前号の規定による書類の提出があったときは、入学願書の受理をもって志願を承認したものとする。

(承認の取消し)

第4条 校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けたものであることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

## 6 銚子市

### (1) 銚子市立高等学校の通学区域に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本市が設置する高等学校(以下「高等学校」という。)の通学区域(以下「学区」という。)について定めるものとする。

(学区)

第2条 高等学校の普通科及び理数科の学区は、別表のとおりとする。

(入学等の志願)

第3条 高等学校に入学を志願することができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 本人及びその保護者（親権者又は後見人をいう。）が前条に規定する学区内に居住していること。
- (2) 本人が前条に規定する学区内に所在する中学校に在籍し、又はこれを卒業したこと。

2 高等学校に転入学又は編入学を志願することができる者は、前項第1号に該当する者とする。

(志願の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、銚子市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特にやむを得ない事情があると認めた者は、高等学校を志願することができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

市	町	村	名
銚子市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、山武市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町			

## (2) 銚子市立高等学校入学志願の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、銚子市立高等学校通学区域に関する規則（平成12年銚子市教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）第5条の規定により、規則第4条の規定による志願の特例について必要な事項を定めるものとする。

(承認権限の委任)

第2条 銚子市教育委員会教育長は、規則第4条に規定する承認の権限を入学の志願を受ける銚子市立高等学校の校長（以下「校長」という。）に委任する。

(承認に係る手続)

第3条 前条の規定による校長の承認を受けて入学を志願しようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学願書に添えて校長に提出しなければならない。ただし、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定及び細部協定に基づき、茨城県の本市隣接学区内から銚子市立高等学校を志願する場合は、この限りではない。

- (1) 銚子市立高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校長等の証明書
- (2) 入学後、学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書
- (3) 千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類
- (4) その他校長が必要と認める書類

(承認の取消し)

第4条 校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けたものであることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

別記5

## 他都道府県及び海外等からの入学志願手続の説明会

県立高等学校の全日制の課程又は定時制の課程を志願する者のうち、志願者及び保護者の居住する市町村と志願者が在籍する（卒業した）中学校の所在する市町村が同一学区内でない者、他の都道府県及び海外から志願する者は、「県立高等学校通学区域に関する規則」第5条及び「千葉県県立高等学校入学志願の特例に関する規程」第2条の規定により、志願する高等学校の校長の承認を受けなければなりません。

また、県立高等学校の通信制の課程を志願する者のうち、千葉県の区域内に住所を有しない者は、「県立高等学校通信教育規則」第13条の規定により、志願する高等学校の校長の承認を受けなければなりません。

なお、市立高等学校を志願する者は、当該市立高等学校の通学区域を定めた規則等が異なります。

については、令和4年11月及び12月に行われる入学志願手続の説明会のいずれかに出席し、入学志願手続の説明を受けてください。なお、詳細については、令和4年9月頃に千葉県教育委員会ウェブページで発表する予定です。また、この説明会に出席しなければ志願ができないわけではありません。

入学志願手続の説明会（千葉県教育委員会・千葉市教育委員会・市立高等学校を所管する市教育委員会）

区分	日 時	場 所
第1回	令和4年11月17日（木） 午後1時30分から受付、午後2時開会	千葉県教育会館新館501会議室
第2回	令和4年11月25日（金） 午後1時30分から受付、午後2時開会	千葉県教育会館新館501会議室
第3回	令和4年12月2日（金） 午後1時30分から受付、午後2時開会	千葉県教育会館新館501会議室
第4回	令和4年12月22日（木） 午後1時30分から受付、午後2時開会	千葉県教育会館新館501会議室

### 留意事項

- 1 志願する高等学校の校長の承認を受けようとする者のうち、次の(1)又は(2)に該当する者は、入学志願手続の説明会に出席する必要はありません。在籍（出身）中学校において入学志願手続の説明を受けてください。
  - (1) 千葉県内の中学校から入学を志願する者
  - (2) 埼玉県及び茨城県の本県隣接学区内の中学校から入学を志願する者
- 2 入学志願手続について不明な点がある場合は、千葉県総合教育センター学力調査部にお問い合わせください。

別記6

## 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第95条 学校教育法第57条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (5) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

学校教育法施行規則第 9 5 条第 1 号又は第 4 号に該当する者  
 が出願する場合の提出書類（県立高等学校を志願する場合）

注 市立高等学校を志願する場合は、当該市教育委員会が定めるところによる。

1 第 9 5 条第 1 号に該当する場合

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書・収入 証紙貼付票・受検 票・入学願書等受 理証	I 一般入学者選抜（別紙 1） II 海外帰国生徒の特別入学者選抜（別紙 2） III 外国人の特別入学者選抜（別紙 2） IV 中国等帰国生徒の特別入学者選抜（別紙 2） V 成人の特別入学者選抜（別紙 3） VII 第 2 次募集（別紙 5） VIII 地域連携アクティブスクールの入学者選抜（別紙 1、5） IX 秋季入学者選抜（別紙 6）
(2) 選抜ごとに必要 な書類	I 志願理由書（様式 3 の(1)）※、ただし、5 教科の学力検査を実施する 三部制の定時制の課程を志願する場合は、志願理由書（様式 3 の(1)）※、 及び得点に倍率をかける教科の申告書（様式 2 6）（当該三部制の定時制の 課程において、志願者が出願時に申告する 3 教科の得点にかける倍率を 1 倍と定めた場合を除く。） II 海外在住状況説明書（様式 6） III 外国人特別措置適用申請書（様式 7 の(2)）及び外国籍であることを証する 書類 IV 中国等帰国生徒特別措置適用申請書（様式 8） V 成人の特別入学者選抜志願申請書（様式 9） VII 誓約書（様式 1 6 又は 1 7）ただし、三部制の定時制の課程を志願する 場合は、志願理由書（様式 3 の(1)）※、及び誓約書（様式 1 6 又は 1 7） VIII 志願理由書（様式 3 の(1)）※、ただし、「第 2 第 2 次募集」に出願する 場合は志願理由書（様式 3 の(1)）※、及び誓約書（様式 1 6 又は 1 7） IX 志願理由書（様式 3 の(1)）※  ※ I、VII、VIII 及び IX の「志願理由書」は、志願する高等学校が提出を 求める場合に提出する。
(3) 選抜結果通知用 封筒	8 4 円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った 定形（長形 3 号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
(4) 自己申告書	障害があることによって生ずる事柄等について説明することを希望する者 は、所定の様式（様式 4）で作成し、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、 封をして提出すること。 また、原則として志願者本人が記入すること。
(5) 誓約書	入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式 1 5）
(6) 修了証明書・成 績証明書	外国における当該生徒の在籍（出身）中学校長が発行した第 9 学年の修了 証明書及び成績証明書（成人の特別入学者選抜を志願する場合は、成績証明 書の提出を必要としない）。 原則として、英語又は中国語で記載されたものとする。英語又は中国語で記載さ れたものを提出できない場合は、千葉県総合教育センター学力調査部まで問い合わ せること。

## 2 第95条第4号に該当する場合

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書・収入 証紙貼付票・受検 票・入学願書等受 理証	<p>I 一般入学者選抜（別紙1）            II 海外帰国生徒の特別入学者選抜（別紙2）            III 外国人の特別入学者選抜（別紙2）            IV 中国等帰国生徒の特別入学者選抜（別紙2）            V 成人の特別入学者選抜（別紙3）            VII 第2次募集（別紙5）            VIII 地域連携アクティブスクールの入学者選抜（別紙1、5）            IX 秋季入学者選抜（別紙6）</p>
(2) 選抜ごとに必要 な書類	<p>I 志願理由書（様式3の(1)）※、ただし、5教科の学力検査を実施する            三部制の定時制の課程を志願する場合は、志願理由書（様式3の(1)）※、            及び得点に倍率をかける教科の申告書（様式26）（当該三部制の定時制の            課程において、志願者が出願時に申告する3教科の得点にかける倍率を            1倍と定めた場合を除く。）            II 海外在住状況説明書（様式6）            III 外国人特別措置適用申請書（様式7の(2)）及び外国籍であることを証する            書類            IV 中国等帰国生徒特別措置適用申請書（様式8）            V 成人の特別入学者選抜志願申請書（様式9）            VII 誓約書（様式16又は17）ただし、三部制の定時制の課程を志願する            場合は、志願理由書（様式3の(1)）※、及び誓約書（様式16又は17）            VIII 志願理由書（様式3の(1)）※、ただし、「第2 第2次募集」に出願する            場合は志願理由書（様式3の(1)）※、及び誓約書（様式16又は17）            IX 志願理由書（様式3の(1)）※</p> <p>※ I、VII、VIII及びIXの「志願理由書」は、志願する高等学校が提出を            求める場合に提出する。</p>
(3) 選抜結果通知用 封筒	84円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った 定形（長形3号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
(4) 自己申告書	<p>障害があることによって生ずる事柄等について説明することを希望する者            は、所定の様式（様式4）で作成し、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、            封をして提出すること。            また、原則として志願者本人が記入すること。</p>
(5) 誓約書	入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式15）
(6) 中学校卒業程度 認定証明書	文部科学省発行の中学校卒業程度認定証明書
(7) 調査書	<p>文部科学省発行の調査書            成人の特別入学者選抜を志願する場合は、調査書の提出を必要としな            い。</p>

## 別記 8

学校教育法施行規則第 9 5 条第 1 号又は第 4 号に該当する者が  
「X 通信制の課程の入学者選抜」に出願する場合の提出書類

## 1 第 9 5 条第 1 号に該当する場合

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書・収入証紙貼付票・受検票・入学願書等受理証	所定の用紙（別紙 7）に所要事項を記入すること。 入学検査料については、収入証紙貼付票に、9 5 0 円分の県収入証紙を貼付すること。
(2) 誓約書	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第 2 二期入学者選抜」に出願する場合に提出する。 所定の様式（様式 1 6 又は 1 7）で作成すること。
(3) 選抜結果通知用封筒	8 4 円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形 3 号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
(4) 志願理由書	所定の様式（様式 3 の(1)）で作成すること。
(5) 自己申告書	障害があることによって生ずる事柄等について説明することを希望する者は、所定の様式（様式 4）で作成し、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をして提出すること。 また、原則として志願者本人が記入すること。
(6) 誓約書	入学後千葉県内の区域内に居住する旨等を証する保護者の誓約書（様式 1 5）
(7) 修了証明書・成績証明書	外国における当該生徒の在籍（出身）中学校長が発行した第 9 学年の修了証明書及び成績証明書。 原則として、英語又は中国語で記載されたものとする。英語又は中国語で記載されたものを提出できない場合は、千葉県総合教育センター学力調査部まで問い合わせること。

## 2 第 9 5 条第 4 号に該当する場合

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書・収入証紙貼付票・受検票・入学願書等受理証	所定の用紙（別紙 7）に所要事項を記入すること。 入学検査料については、収入証紙貼付票に、9 5 0 円分の県収入証紙を貼付すること。
(2) 誓約書	「X 通信制の課程の入学者選抜」の「第 2 二期入学者選抜」に出願する場合に提出する。 所定の様式（様式 1 6 又は 1 7）で作成すること。
(3) 選抜結果通知用封筒	8 4 円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形 3 号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
(4) 志願理由書	所定の様式（様式 3 の(1)）で作成すること。
(5) 自己申告書	障害があることによって生ずる事柄等について説明することを希望する者は、所定の様式（様式 4）で作成し、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をして提出すること。 また、原則として志願者本人が記入すること。
(6) 誓約書	入学後千葉県内の区域内に居住する旨等を証する保護者の誓約書（様式 1 5）
(7) 中学校卒業程度認定証明書	文部科学省発行の中学校卒業程度認定証明書
(8) 調査書	文部科学省発行の調査書



## 別記9

### 国語学力検査（聞き取り検査）及び英語学力検査（リスニングテスト）の受検の配慮申請

「Ⅰ 一般入学者選抜」、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」及び「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」における国語学力検査に含まれる聞き取り検査及び英語学力検査に含まれるリスニングテストは、各高等学校の校内放送施設を使って、国語及び英語の学力検査開始直後、10分程度で実施する。

難聴の志願者が国語及び英語の学力検査を受検するに当たって、特別な配慮が必要な場合の手続等は、次のとおりとする。

1 難聴のため、自席で補聴器を使用して受検を希望する志願者は、選抜検査の受付の際、各高等学校の関係職員にその旨を申し出るものとする。

なお、補聴器は、日常使用しているものを使用する。

2 補聴器を使用してもなお特別な配慮が必要な志願者は、その内容について、国語学力検査（聞き取り検査）及び英語学力検査（リスニングテスト）の受検に係る特別配慮申請書（様式21）により、願書等の受付開始日の前日までに志願する高等学校の校長に申請することができる。ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び学校閉庁日を除く。

3 申請があった高等学校の校長は、志願者の在籍（出身）中学校等の校長と協議を行い、国語学力検査（聞き取り検査）及び英語学力検査（リスニングテスト）の受検に係る特別配慮通知書（様式22）を願書等の受付後、検査等の実施日の前日までのできるだけ早い時期に当該志願者等へ送付する。ただし、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者については、協議を要さない。

なお、協議は、申請日から願書等の受付期間の最終日までに行うこととする。

4 この配慮申請は、各高等学校で、校内放送施設を使って実施する全ての検査について準用する。

## 別記10

### 障害のある志願者の受検の配慮申請

障害のある志願者が各入学者選抜を受検するに当たって、特別な配慮が必要な場合の手続等は、次のとおりとする。

なお、障害のある志願者の入学者選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。

1 障害があることにより、特別な配慮が必要な志願者は、その内容について、受検に係る特別配慮申請書（様式23）により、志願する入学者選抜の願書等の受付開始日の前日までに志願する高等学校の校長に申請することができる。ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び学校閉庁日を除く。

2 申請があった高等学校の校長は、志願者の在籍（出身）中学校等の校長と協議を行い、学力検査等の公正さが保たれ、かつ、実施可能な範囲において、適切な措置を講ずることができる。ただし、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者については、協議を要さない。

なお、協議は、申請日から願書等の受付期間の最終日までに行うこととする。

3 特別な配慮を講ずる必要があると認めた当該高等学校の校長は、受検に係る特別配慮通知書（様式24）を願書等の受付後、検査等の実施日の前日までのできるだけ早い時期に当該志願者等へ送付する。

4 このことに関連して、特別な事情がある場合には、高等学校の校長は当該教育委員会と協議する。

## 別記11

### 日本語指導が必要な者で学力検査問題にルビ振りを必要とする志願者の配慮申請

入国後の在日期間又は帰国後の期間が3年以内の日本語指導が必要な者が、「Ⅰ 一般入学者選抜」、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」及び「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」において、学力検査問題にルビ振りを申請する場合の手続等は、次のとおりとする。

なお、「入国後の在日期間又は帰国後の期間が3年以内」とは、原則として、入国又は帰国した日から令和5年2月7日（火）までに3年が経過していない場合をいう。また、「日本語指導が必要な者」とは、外国籍の者、外国籍であったが養子縁組や帰化等により日本国籍を得た者、海外現地校等で日本語の指導を十分に受けることができなかった海外帰国生徒等をいう。

- 1 日本語指導が必要な者で学力検査問題にルビ振りを必要とする志願者は、学力検査問題のルビ振りに係る特別配慮申請書（様式25の(1)又は(2)）及び外国籍であることを証する書類（在留カード、特別永住者証明書又はこれに代わる書類）により、志願する入学者選抜の願書等の受付開始日の前日までに志願する高等学校の校長に申請することができる。ただし、日本国籍の者については、外国籍であることを証する書類の提出は、必要としない。また、土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び学校閉庁日を除く。
- 2 申請があった高等学校の校長は、志願者の在籍（出身）中学校等の校長と協議を行い、受検に係る特別配慮通知書（様式24）を願書等の受付後、検査等の実施日の前日までのできるだけ早い時期に当該志願者等へ送付する。ただし、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者については、協議を要さない。

なお、協議は、申請日から願書等の受付期間の最終日までに行うこととする。

- 3 このことに関連して、特別な事情がある場合には、高等学校の校長は当該教育委員会と協議する。

## 別記12

### 調査書及び学力検査等の結果の口頭による開示請求に係る開示

千葉県個人情報保護条例第28条及び千葉県教育委員会個人情報保護事務取扱要綱第3の8に基づき、令和5年度千葉県公立高等学校入学者選抜で高等学校の校長に提出された調査書及び令和5年度千葉県公立高等学校入学者選抜の学力検査等の結果（総合得点及び教科別得点）の口頭による開示請求に係る開示を次のとおり実施する。

なお、市立高等学校にあっては、当該市教育委員会の定めるところによる。

- 1 開示場所  
受検した高等学校
- 2 開示方法
  - (1) 調査書  
閲覧及び写しの交付（複写機による。1枚10円）
  - (2) 学力検査の総合得点及び教科別得点並びに学校独自問題による検査の総合得点及び教科別得点閲覧
- 3 開示期間  
各入学者選抜の入学許可候補者発表日の翌日から1か月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）
  - (1) 調査書  
ア「Ⅰ 一般入学者選抜」、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」、「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」及び「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」  
令和5年3月6日（月）から4月5日（水）まで

イ 「Ⅶ 第2次募集」、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第2 第2次募集」及び「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」

令和5年3月16日（木）から4月17日（月）まで

ウ 「追加募集」

入学許可候補者発表日の翌日から1か月間

エ 「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第3 三期入学者選抜」

令和5年4月13日（木）から5月12日（金）まで

オ 「Ⅸ 秋季入学者選抜」

令和5年8月29日（火）から9月28日（木）まで

カ 「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第4 四期（秋季入学）入学者選抜」

令和5年9月11日（月）から10月10日（火）まで

(2) 学力検査の総合得点及び教科別得点

「Ⅰ 一般入学者選抜」、「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」及び「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の学力検査の総合得点及び教科別得点

令和5年3月6日（月）から4月5日（水）まで

(3) 学校独自問題による検査の総合得点及び教科別得点

ア 「Ⅰ 一般入学者選抜」及び「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」

令和5年3月6日（月）から4月5日（水）まで

イ 「Ⅶ 第2次募集」

令和5年3月16日（木）から4月17日（月）まで

4 開示時間

(1) 全日制の課程及び通信制の課程

午前9時から午後4時30分まで

(2) 定時制の課程

午後2時から午後8時30分まで

（ただし、学年末休業日及び学年始め休業日は午前9時から午後4時30分までとする。）

5 開示請求の方法及び実施

(1) 請求者は、「口頭開示処理表」に必要事項を記入する。

また、請求者が調査書の写しを請求する場合は、「写し等の交付申請書」に必要事項を記入し、提出する。

(2) 請求者が受検した本人等であることの確認は、次のとおり行う。

ア 請求者が受検した本人である場合には、高等学校の校長は、受検票等により、請求者が受検した本人であることを確認した後、開示を行う。

なお、受検票がない場合には、個人番号カード（表面）、運転免許証又は旅券等、官公庁（特殊法人を含む。）が発行する写真のはり付けられた書類等の提示を求めるものとする。

また、健康保険の被保険者証、国民年金手帳等の写真のはり付けられていない書類等の場合には、複数の書類等の提示を求めるものとする。

※ 詳細については千葉県教育委員会個人情報保護事務取扱要綱第3の3の(2)のアを参照すること。

イ 請求者が法定代理人である場合には、高等学校の校長は、受検した本人であることを確認する場合と同様の書類等によって請求者が法定代理人であることを確認するほか、受検した本人が未成年者又は成年被後見人であること及び請求者が親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることを明らかにする書類（開示請求をする30日以内に作成された戸籍謄本や後見登記事項証明書等）の提示を求めるものとする。

※ 詳細については千葉県教育委員会個人情報保護事務取扱要綱第3の3の(2)のイを参照すること。

## 入学者選抜における選抜・評価方法及び学習成績分布表の公表

千葉県情報公開条例第26条及び第27条並びに県政情報の公表に関する要綱第4条第10号に基づき、令和5年度千葉県公立高等学校入学者選抜における高等学校の選抜・評価方法及び令和5年度千葉県公立高等学校入学者選抜で県教育長に提出された県内の公立中学校の学習成績分布表の公表を次のとおり実施する。

### 1 選抜・評価方法の公表

#### (1) 公表場所及び公表方法

千葉県文書館行政資料室

閲覧及び写しの交付（複写機による。1枚10円）

#### (2) 公表期間

ア 「Ⅰ 一般入学者選抜」

「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」

「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」

「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」

「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」

「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」

「Ⅶ 第2次募集」「追加募集」

「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」

「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」、「第2 第2次募集」

「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」

「第1 一期入学者選抜」、「第2 二期入学者選抜」、「第3 三期入学者選抜」

令和5年7月3日（月）から令和7年3月31日（月）まで（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始、館内整理日及び特別整理期間は除く。）

イ 「Ⅸ 秋季入学者選抜」及び「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第4 四期（秋季入学）入学者選抜」

令和5年11月1日（水）から令和7年3月31日（月）まで（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始、館内整理日及び特別整理期間は除く。）

#### (3) 公表時間

午前9時から午後5時まで

### 2 学習成績分布表の公表

#### (1) 公表場所及び公表方法

ア 千葉県文書館行政資料室

閲覧及び写しの交付（複写機による。1枚10円）

イ 千葉県教育委員会のウェブページ

PDF形式で掲載

#### (2) 公表期間

ア 千葉県文書館行政資料室

令和5年7月3日（月）から令和7年3月31日（月）まで（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始、館内整理日及び特別整理期間は除く。）

イ 千葉県教育委員会のウェブページ

令和5年7月3日（月）から令和6年6月28日（金）まで

#### (3) 公表時間

ア 千葉県文書館行政資料室

午前9時から午後5時まで

イ 千葉県教育委員会のウェブページ

サーバー稼働中は常時